実績評価書

（厚生労働省7（Ⅰ－5－2））

施策目標名	**感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること（施策目標Ⅰ－5－2）** 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5：新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施している。 ・厚生労働省における感染症による健康危機発生時における、迅速かつ適切に対処する健康危機管理体制の整備 〇根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」（平成９年１月事務次官決裁） ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」（平成13年１月厚生労働省訓令第４号） ・「感染症健康危機管理実施要領」（平成25年10月厚生労働省健康局一部改正） ・「国立健康危機管理研究機構法」（令和5年法律第46号）
施策を取り巻く現状	・ 政府の感染症危機管理の体制としては、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁が設置され、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括し、厚生労働省は感染症対応の実務の中核を担っている。 ・ また、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化の一環として、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し、政府に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に「国立健康危機管理研究機構」（Japan Institute for Health Security、略称JIHS）が設立された。 ・ 新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっていたが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往来の再開等による流入により一部の感染症ではここ数年と比較して報告数が増加していることから、新型コロナウイルス感染症も含め、国立健康危機管理研究機構（JIHS）による情報収集等を踏まえ感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。
施策実現のための課題	1	・ 感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図る必要がある。 ・ 今後新たに発生する感染症に対しては、政府が科学的根拠ある対策を迅速にとるため、質の高い科学的知見を提供する体制を整備することが必要。

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 （課題1）	感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する。	感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制などを整備する必要があるため。

施策の予算額・執行額等	区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予算の状況（千円）	当初予算（a）	1,695,417	1,923,015	2,418,002	20,361,820	20,721,681
		補正予算（b）	299,650,915	2,525,445	4,615,612	1,236,976	ー
		繰越し等（c）	80,014,353	139,366,407	10,126,073	10,766,076	
		合計（a＋b＋c）	381,360,685	143,814,867	17,159,687	32,364,872	
	執行額（千円、d）		236,821,304	40,956,587	5,243,105	集計中	
	執行率（%、d/(a＋b＋c)）		62%	28%	31%	集計中	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）
	新型インフルエンザ等対策政府行動計画（閣議決定）	令和6年7月2日	新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。本政府行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

<table>
<tr><td colspan="2">達成目標1について</td><td colspan="9">感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="11">測定指標</td><td rowspan="5">指標1

健康危機管理調整会議の定期開催件数
（アウトプット）</td><td>指標の選定理由</td><td colspan="8">健康危機管理調整会議を定期的に開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることが、感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する厚生労働省の健康危機管理体制の整備にも資するため、指標として選定した。</td></tr>
<tr><td>目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</td><td colspan="8">健康危険情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、概ね15日に1回の会議を開催することが必要との趣旨から、月に2回の開催を目標値としている。ただし、突発的な健康危機管理事案が発生した場合は、月に2回に限らず、その都度開催することとしている。

（参考）各年度の開催件数（定期開催と臨時開催の合計）
平成30年度実績：25件、令和元年度実績：27件、令和2年度実績：25件、令和3年度実績：26件、令和4年度実績：26件、令和5年度実績：24件、令和6年度実績：24件、令和7年度実績：26件</td></tr>
<tr><td>基準値</td><td colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</td><td>目標値</td><td>主要な指標</td><td>達成</td></tr>
<tr><td>—</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>毎年度</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">○</td></tr>
<tr><td>—</td><td>月2回</td><td>月2回</td><td>月2回</td><td>月2回</td><td>月2回</td><td>月2回</td></tr>
<tr><td></td><td>26回
（定例：24回、臨時：2回）</td><td>26回
（定例：24回、臨時：2回）</td><td>24回
（定例：23回、臨時：1回）</td><td>24回
（定例：24回、臨時：0回）</td><td>26回
（定例：24回、臨時：2回）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">指標2

国立健康危機管理研究機構法第30条の規定に基づく主務大臣による毎年度の業務の実績の評価について、標準評価（B評価）以上の評価を受けた項目の割合
（アウトカム）</td><td>指標の選定理由</td><td colspan="8">国立健康危機管理研究機構が行う業務については、業務の専門性等及び客観性・中立性・透明性等を確保するため、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、外部の専門家等の意見を聴きつつ、毎年度の業務の実績の評価を実施することとされているため選定した。

（参考）
第1期 国立健康危機管理研究機構中期目標（R7.4～R13.3）
https://www.jihs.go.jp/aboutus/010/Mid-term_goals.pdf</td></tr>
<tr><td>目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</td><td colspan="8">目標は、他の研究開発法人の目標値を参考に、各項目が全て中期計画における所期の目標を達成していると認められる状態（B評価）以上を目指すべく設定した。</td></tr>
<tr><td>基準値</td><td colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</td><td>目標値</td><td>主要な指標</td><td>達成</td></tr>
<tr><td>令和7年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和7年度</td><td rowspan="3">○</td><td rowspan="3">—</td></tr>
<tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>100%</td><td>100%</td></tr>
<tr><td></td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>100%</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="10">※　令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。</td></tr>
<tr><td>学識経験を有する者の知見の活用</td><td colspan="9">第19回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ（令和8年7月15日開催）で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。

【達成目標1の指標1について】
新組織の立ち上げに当たって、感染症発生時の司令塔機能を強化するという大目標があったと理解していたが、測定指標の設定の在り方はむしろ関連する部局間の情報共有とか情報連携的なところに重きが置かれているという印象を受けた。万が一の事態が起こった場合の司令塔機能の強化も視野に入れて考えた場合には、主体的に行う、例えば研修の開催回数とか補足的な指標の設定の在り方も検討されてしかるべきなのではないか。

⇒政府に科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立健康危機管理研究機構が実施する研修等については、中期目標及び中期計画に位置付けられており、その実績は指標2における主務大臣による毎年度の業務実績評価に反映されることとなっている。ご指摘は、有事に備えた取組をどのように評価指標に反映するかとの趣旨と理解しており、これらの取組を直接評価する指標の設定については、今後検討してまいりたい。</td></tr>
</table>

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） ②【目標達成】
	総合判定	（判定結果）A【目標達成】 （判定理由） **【達成目標1：感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する。】** ・ 指標1の健康危機管理調整会議における実施率は通年2回/月の定期開催を安定して続けられており、突発事案に対しては臨時開催するなど、目標値の100%以上（目標達成率108%）を達成している。 ・ 指標2については、令和7事業年度の業務実績評価において、国立健康危機管理研究機構評価部会（以下、「部会」という。）の委員の意見を踏まえた評価結果が、全ての評価項目において標準評価（B評価）以上となり、目標値の100%を達成している。 【総括】 ・ 以上より、評価可能な指標について「〇」となっていることから、判定結果は②【目標達成】に区分されるものとして、A【目標達成】と判定した。
	施策の分析	（有効性の評価） **【達成目標1：感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する。】** ・ 指標1については、月2回という開催目標水準を維持し、臨時開催でも実効的なリスクアセスメント体制が確保されており、有効に機能していると評価できる。 ・ 指標2については、令和7事業年度の業務実績評価において、全ての評価項目が標準評価（B評価）以上となった。特に、達成目標に直接関係する「サーベイランス業務等」及び「情報収集・分析、リスク評価」等の項目についても、所期の目標を達成しているとの評価を受けている。これらの評価結果から、平時における感染症の発生状況の把握及び感染症有事に科学的知見を迅速に提供するための体制整備が着実に進められていると評価できる。 （効率性の評価） **【達成目標1：感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する。】** ・ 指標1については、予算の執行の範囲内において、健康危険情報に対する適切なリスクアセスメントを行うため、概ね15日に1回の会議をオンライン開催により開催することで、事案発生頻度や参加者との関係構築においても効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標2については、令和7事業年度の業務実績評価における「業務運営の効率化に関する事項」についても、所期の目標を達成しているとの評価を受けている。このことから、感染症に関する情報収集・分析、リスク評価及び科学的知見の提供等の業務を実施するための組織運営について、一定の効率性が確保されていると評価できる。 （現状分析） **【達成目標1：感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する。】** ・指標1については、令和7年度の実績値は108%であり、例年100%という目標を達成している。また、厚生労働省における緊急事態発生時の対応について、関係各所へ緊急事態の定義について見直し・修正を依頼し、現状に沿った内容へと変更した。また緊急事態の内容によって連絡ルートを変更し、より迅速な連絡体制を設けることができるよう報告体制の修正を行ったことで、より実態を踏まえた体制へ改善され、迅速で適切な対応が期待できる。 ・ 指標2については、令和7年度の実績が100%であり目標を達成している。次の感染症危機に対する政府の体制づくりの中で、JIHSが令和7年度に設立されており、感染症その他の疾患に関し、調査、研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国内における感染症のまん延その他公衆衛生上の緊急の事態の予防・拡大防止と国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与するものとして適切に運営され、感染症による健康危機発生に備えた体制の強化を引き続き進めていく必要がある。
	次期目標等への 反映の方向性	（施策及び測定指標の見直しについて） **【達成目標1：感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する。】** ・ 指標1については、目標を達成していることから、今後も環境変化や国際往来による感染症流入リスクの増加に対応するため、引き続き健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化のために取組をすすめていく。 ・ 指標2については、JIHSにおいて新たなパンデミックを見据えた基礎研究・臨床研究機能の強化及び人材育成の推進を行うなど、感染症による健康危機発生に備えた体制をさらに構築していく。

参考・関連資料等	・国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）（下記検索サイトから検索できます） URL：https://laws.e-gov.go.jp/ ・厚生労働省健康危機管理基本指針（平成9年1月事務次官決裁） URL:https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html ・厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令（平成13年1月厚生労働省訓令第4号） URL:https://www.mhlw.go.jp/content/001668056.pdf ・感染症健康危機管理実施要領（平成25年10月厚生労働省健康局一部改正） URL:https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/kansen/index.html ・国立健康危機管理研究機構（JIHS） URL:https://www.jihs.go.jp/ ・第1期 国立健康危機管理研究機構中期目標（R7.4～R13.3） URL:https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001509681.pdf

担当部局名	健康・生活衛生局 感染症対策部 大臣官房厚生科学課	作成責任者名	感染症対策課長 木庭　愛 厚生科学課長 荒木　裕人	政策評価実施時期	令和8年7月